

規制の見直し事項

④ ガス・石油機器の遠隔操作に係る基準策定について

2021年3月
経済産業省
産業保安グループ^o 製品安全課

ガス・石油機器の遠隔操作に係る基準策定等について

- 近年、通信インフラ等の整備により、通信回線等による遠隔操作を利用したガス・石油機器製品が各社から販売されてきているが、ガス機器の遠隔操作に係る技術基準が整備されていないため、各社独自の基準で製品を製造・販売しており、製品安全の観点から統一的な基準の策定が必要。
- 遠隔操作（OFF→ON）に係る技術基準については、すでに電気用品安全法では整備されており、これに準じて、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）内の委員会（委員は製造事業者・消費者団体等から選出）で検討、この検討内容に加え、ガス機器の特性等を踏まえてON→OFFも含めた基準を策定、省令・通達を改正（ガス：2020年7月改正・施行、石油：2020年11月改正・施行（経過措置6か月間））。
- 併せて、引用されているJISが古くなっていることから、最新のJISに合わせた見直しを行う。

対象製品	型式等	基準の策定状況等
ガス瞬間湯沸器・ふろがま等	自然排気式・開放式 (石油は自然通気形)	禁止
石油給湯器・石油ふろがま	その他	リスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がないと評価されるもの等の基準に合致し、危険が生ずるおそれがないものは、操作可能。(※)
ガストーブ 石油ストーブ	自然排気式・開放式（放射式のみ）（送風機を有するものを除く） 石油は自然通気形 その他	禁止 操作可能(※)
ガスこんろ	点火操作 消火操作・火力調整（遠隔操作される機器の近くにいる人による操作を除く）	禁止 禁止（使用者がガス用品から離れた位置情報等を検知し自動的に消火する等機能を備えたものを除く）
カートリッジガスこんろ 液化石油ガス用ガス漏れ警報器（ガス漏れ警報機能） 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器（復帰安全機構を有するものを除く） 液化石油ガス用ガス栓		禁止
その他供給機器（高圧ホース、低圧ホース、調整器）		操作するものがないため、規定しない。